

過労死等防止対策の推進

過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月24日閣議決定）に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

平成28年度要求額 73.1（54.8）億円

調査研究等

2.6（1.1）億円

○ 過労死等事案の分析

- ▶ 労災事案等行政の保有する情報の調査研究（実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構）
- ▶ 過労による事故事例の原因調査・分析（実施主体：一般公募）

○ 疫学研究等

- ▶ 過労死等の予防に係る調査研究（実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構）
- ▶ 作業関連疾患の発症等に寄与する勤務状況の因子とその影響度合いに関する研究（実施主体：一般公募）
- ▶ ストレス関連疾患の発症等に寄与する勤務状況の因子とその影響度合いに関する研究（実施主体：一般公募）

○ 過労死等の労働・社会分野の調査・分析

- ▶ 会社役員及び自営業者を対象としたアンケート調査及び研究（実施主体：一般公募）
- ▶ 特定の業種について企業調査と労働者調査及びその研究（実施主体：一般公募）

啓発

29.5（21.0）億円

○ 国民に向けた周知・啓発

- ▶ ポスター、リーフレット等多様な媒体を活用した過労死等防止に関する周知・啓発

○ 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施

- ▶ 学校教育における労働法に関する教材の作成及び教育機関への配布（新規）
- ▶ 中学生・高校生に対する過労死等の労働問題や労働条件の改善等の啓発のための講師派遣の実施（新規）
- ▶ 大学・専門高校の学生等を対象とした労働関係法令に係る知識を付与するセミナーの実施

○ 長時間労働の削減のための周知・啓発

- ▶ 長時間労働が疑われる事業場等に対する自主点検や労働時間管理適正化のための指導を行う「労働時間管理適正化指導員（仮称）」の配置（新規）
- ▶ インターネット上の求人情報、書き込み等の各種情報を監視し、長時間労働等が疑われる事業場の情報を収集の上、所轄の労働基準監督署への情報提供を実施（新規）

○ 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発

- ▶ 事業主、労務担当者等を対象とした過重労働対策に必要な知識を付与するためのセミナーの開催や、リーフレット等を活用した事業主への周知・啓発など、過重労働解消キャンペーン（仮称）を実施

○ 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進

- ▶ 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業の実施等
- ▶ 業界団体等と連携したIT業界の長時間労働対策の実施（新規）
- ▶ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善に取り組んだ中小企業事業主への助成金の支給等

○ メンタルヘルスケアに関する周知・啓発

- ▶ ストレスチェックと面接指導制度の周知
- ▶ 事業主や労働者に対する啓発セミナー、若年層の労働者に対するメンタルヘルス啓発教育の実施

○ 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

- ▶ 過労死等防止啓発月間を中心に、ポスター等を活用した集中的な周知・啓発。マニュアルの周知及びセミナーの実施
- ▶ 職場のパワーハラスメントに関する実態調査の実施

○ 商慣行等も踏まえた取組の推進

- ▶ トラック運送事業者と荷主が一体となって長時間労働の改善を図るパイロット（実証）事業について、労働時間等の設定の改善に取り組んだ中小企業事業主への助成金を活用

相談体制の整備等

39.9（32.1）億円

○ 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置

- ▶ 夜間・休日の相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の実施
- ▶ メンタルヘルス・ポータルサイトの充実及び過重労働等による健康障害に関する電話相談（こころほっとライン）の実施
- ▶ 小規模事業場における産業保健活動への支援事業の実施

○ 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施

- ▶ ストレスチェック及び面接指導を行う医師、保健師等に対する研修の実施
- ▶ 過労死等防止対策に係る産業医等人材育成事業の実施（新規）（実施主体：産業医科大学）

○ 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施

- ▶ 産業保健スタッフ及び管理監督者等に対するメンタルヘルス研修の実施

民間団体の支援

1.1（0.5）億円

○ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

- ▶ 過労死等の防止のための活動を行う民間団体を参画させたシンポジウムの開催（中央シンポジウム1ヵ所1回、地方シンポジウム30ヵ所各1回）

○ シンポジウム以外の活動に対する支援

- ▶ 過労死認定された労働者の遺児等を対象とした交流会の開催（新規）

（注1）平成28年度要求額後の（ ）内の数値は平成27年度予算額。

（注2）各事項の要求額等はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しない。